

第84回社会保障審議会医療保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063769.html>

第84回社会保障審議会医療保険部会 平成26年11月7日

(議題) 医療保険制度改革について

議事次第 [議事次第 \(PDF: 61KB\)](#)

委員名簿 [委員名簿 \(PDF: 129KB\)](#)

座席図 [座席図 \(PDF: 68KB\)](#)

資料1について [特定健康保険組合について、任意継続被保険者制度について \(PDF: 555KB\)](#)

資料2について [後期高齢者の保健事業等について \(PDF: 1,873KB\)](#)

資料3について [患者申出療養（仮称）の枠組みについて（案）\(PDF: 626KB\)](#)

資料4について [第81回から第84回までの検討項目 \(PDF: 393KB\)](#)

委員提出資料1 [小林委員提出資料 \(PDF: 1,267KB\)](#)

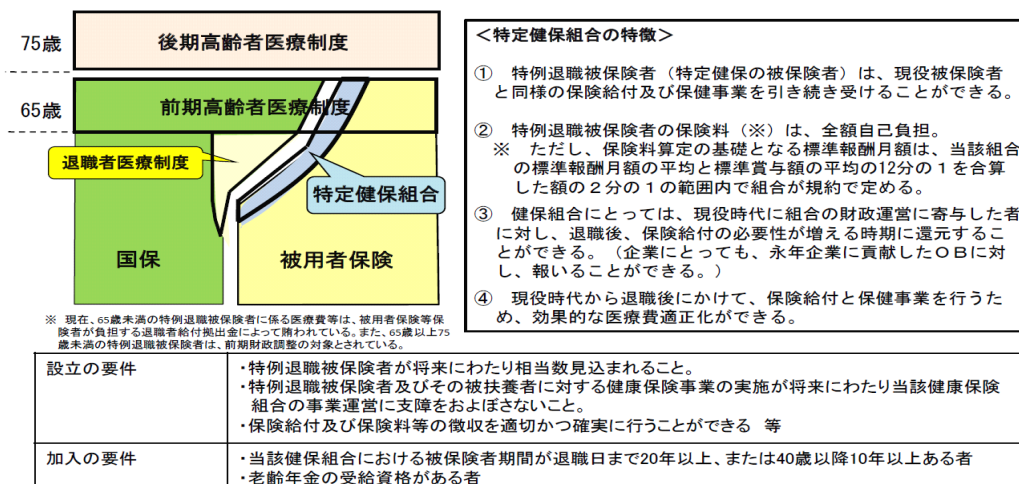
委員提出資料2 [白川委員提出資料 \(PDF: 407KB\)](#)

委員提出資料3 [堀憲郎委員提出資料 \(PDF: 2,964KB\)](#)

(資料1から)

特定健康保険組合について

- 健康保険組合のうち一定の要件を満たすものは、厚生労働大臣の認可を受けて、健康保険組合の被保険者であった退職者に対し、退職後も引き続き現役被保険者と同様の保険給付及び保健事業を行うことができる「特定健康保険組合」となることができる。
- 特定健康保険組合制度は、昭和59年度に退職者医療制度が創設されたことに併せて創設された。



特定健康保険組合に関する論点

- 国民健康保険の退職者医療制度は、平成27年度以降新たな被保険者等が加入せず、制度が廃止される。特例退職被保険者制度は引き続き存続するが、平成27年度以降新たに加入する特例退職被保険者は退職者給付拠出金の算定対象とならない。このため、今後特定健康保険組合の医療費負担が重くなることが考えられる。
- こうした状況を踏まえ、以下の点をどう考えるか。
- ① 特例退職被保険者の標準報酬月額の算定方法について
 - ・ 特例退職被保険者の保険料算定の基礎となる標準報酬月額は、当該組合の標準報酬月額の平均の2分の1の範囲内で規約で定められており、特例退職被保険者に係る保険料収入はその他の加入者平均より小さい。（なお、事業主負担はない。）
他方、特例退職被保険者の1人当たり医療給付費は、全加入者の医療給付費と比べ、約3倍弱高い。
 - ・ 特例退職被保険者の標準報酬月額の算定方法に関し、保険者の裁量を拡大する方向で見直すことについて、どう考えるか。
- ② 特例退職被保険者の新規加入について
 - ・ 特定健康保険組合は、大臣認可の取消を求めることができるが、その場合、特例退職被保険者に関する移行措置が存在しない。また、新規取得を制限しつつ、特定健康保険組合を存続させることはできない。希望する特定健康保険組合が特例退職被保険者の新規取得を制限できるような道をひらくことについて、どう考えるか。

任意継続被保険者制度に係る論点

1. 任意継続被保険者の適用期間について

- 現在の平均加入期間は1.2年であり、加入期間別の内訳をみると、2年加入する方と6か月以内の方が多い。
そのうち、健康保険等の資格取得により任意継続被保険者資格を喪失する方の多くは、1年間の加入となっている。
- 任意継続被保険者の適用期間は、昭和51年改正以来最大2年となっているが、これを見直す必要があるか。

2. 任意継続被保険者の標準報酬月額額の算定方法について

- 任意継続被保険者の平均標準報酬月額額は、一般被保険者の平均標準報酬月額額と比べて約2割低い。
一方、任意継続被保険者は、本人負担分と事業主負担分の両方を負担している。
- 任意継続被保険者の標準報酬月額額の算定方法は、資格喪失時の標準報酬月額と保険者の全被保険者の標準報酬月額額の平均を文比べて、いずれか少ない額とされているが、これを見直す必要があるか。

〔参考〕

特定健康保険組合(計61組合)

1	出光興産健康保険組合	22	大和ハウス工業健康保険組合	43	野村證券健康保険組合
2	オムロン健康保険組合	23	中央ラジオ・テレビ健康保険組合	44	バイオニア健康保険組合
3	関電工健康保険組合	24	テレビ朝日健康保険組合	45	パナソニック健康保険組合
4	外国運輸金融健康保険組合	25	電通健康保険組合	46	博報堂健康保険組合
5	麒麟ビール健康保険組合	26	トーエネック健康保険組合	47	阪急阪神健康保険組合
6	キャノン健康保険組合	27	東京ガス健康保険組合	48	日立健康保険組合
7	きんでん健康保険組合	28	東京放送健康保険組合	49	富士通健康保険組合
8	慶応義塾健康保険組合	29	東京薬業健康保険組合	50	富士フィルムグループ健康保険組合
9	KDDI健康保険組合	30	東芝健康保険組合	51	ホンダ健康保険組合
10	国際・政策銀健康保険組合	31	長野県農業協同組合健康保険組合	52	三菱東京UFJ銀行健康保険組合
11	三洋電機連合健康保険組合	32	日揮健康保険組合	53	三菱UFJ証券グループ健康保険組合
12	ジブラルタ健康保険組合	33	SMBC日興証券グループ健康保険組合	54	三菱電機健康保険組合
13	出版健康保険組合	34	ニコン健康保険組合	55	みずほ健康保険組合
14	シャープ健康保険組合	35	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	56	民間放送健康保険組合
15	住友商事健康保険組合	36	日本銀行健康保険組合	57	明治安田生命健康保険組合
16	住友生命健康保険組合	37	日本経済新聞社健康保険組合	58	明電舎健康保険組合
17	セキスイ健康保険組合	38	日本航空健康保険組合	59	ルネサス健康保険組合
18	全日本空輸健康保険組合	39	日本生命健康保険組合	60	労働者健康福祉機構健康保険組合
19	ソニー健康保険組合	40	日本中央競馬会健康保険組合	61	早稲田大学健康保険組合
20	第一生命健康保険組合	41	日本ユニシス健康保険組合		
21	大和証券グループ健康保険組合	42	農林中央金庫健康保険組合		

(委員提出資料2から)

任意継続被保険者制度に対する意見①

1. 任意継続被保険者の継続加入期間

○ 現行の継続加入期間は2年間

- 国民皆保険が確立された現行制度のもとでは、任継制度そのものの必要性について改めて議論する必要があるが、当面、継続加入期間を縮小し、1年程度に見直すべきではないか。

2. 任意継続被保険者の保険料

○ 現行の保険料の設定方法は、資格喪失時の標準報酬月額又は全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額を負担

- 任意継続被保険者の収支状況や報酬水準の実態を踏まえて、一般被保険者及び任継制度に加入しない者との公平性の観点から、現行の保険料設定の方法の見直しを行うべきではないか。
- 見直しの具体策としては、例えば、資格喪失時の標準報酬月額や資格喪失前の一定期間の標準報酬月額をもとに保険料を設定するなど要件としてはどうか。

任意継続被保険者制度に対する意見②

3. 任意継続被保険者の加入要件について

○現行の健保組合及び協会けんぽの任意継続被保険者の加入要件は、2ヶ月以上被保険者であること

- 任意継続被保険者の加入要件は、共済組合では、1年以上の加入期間が任意継続の要件とされていること。また、短時間労働者の社会保険適用拡大では、勤務期間1年以上見込みが要件とされていることを踏まえ、任意継続被保険者の加入期間要件の見直しを検討すべきではないか。
- 見直しの具体策としては、例えば最低1年間被保険者であることを要件としてはどうか。

(報道より)

○日経新聞 退職者の保険料上げ・加入制限、大企業健保に容認へ 厚労省案 11月7日

厚生労働省は、大企業で退職後の加入も認めている健康保険組合が退職者の保険料を上げたり加入制限したりできるよう規制を緩和する方針だ。健保の財政負担を軽くする狙い。

対象は日立製作所、ソニー、三菱東京UFJ銀行、日本生命、全日本空輸、住友商事、キヤノン、キリンビール、KDDIなど61の大企業の健保組合だ。

7日に開く社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の医療保険部会に案を示す。健保組合が退職者の保険料の算定基準となる月収額を上げたり、退職者の新規加入を制限したりできるようにする。規制を緩め退職者の加入条件について健保組合の裁量を広げる。

大手企業の計61の「特定健康保険組合」には、退職者を含め約52万人が加入している。うち4分の1は70歳以上だ。退職者は高齢化すると病気がちにもなり、一人あたりの医療給付費は健保組合全加入者平均の3倍弱と多い。一方で保険料の基準月収の平均額は逆に3割少なく、負担は軽い。所得の低い若手を含む現役社員が退職者を支える形で、不公平との指摘が多い。

退職者にも経済力に応じた負担を求め、これら健保組合の財政改善につなげる。ただ、新規加入の制限には、現役世代からも反対の声が出る可能性があり、実現までには曲折が予想される。

○毎日新聞 退職後健保:継続1年に加入短縮 厚労省が方針 2014年11月08日 東京朝刊

厚生労働省は7日、企業を退職した会社員らが、企業の健康保険組合に引き続き加入できる「任意継続被保険者制度」について、最長2年間となっている加入期間を短くする方針を固めた。2年間フルに加入する人が多いため、同省は1年程度に短縮する意向だ。同日の社会保障審議会医療保険部会（厚労相の諮問機関）で説明した。

同制度の2012年度の利用者は約118万人。2年間加入している人の多くは、定年退職者ら60歳以上の人だ。健保にとっては医療費の持ち出しになることが多いため、同省は2年の継続加入期間を短縮することにした。【中島和哉】